

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

|  |                             |   |  |
|--|-----------------------------|---|--|
| 代理人<br>特許業務法人あしたば国際特許事務所<br>様                |                             | PCT<br>国際調査機関の見解書<br>(法施行規則第40条の2)<br>[PCT規則43の2.1] |  |
| あて名<br>〒101-0047<br>日本国東京都千代田区内神田2-3-6 楓ビル2階 |                             | 発送日<br>(日.月.年) 28.11.2017                           |  |
| 出願人又は代理人<br>の書類記号 PCT17106                   |                             | 今後の手続については、下記2を参照すること。                              |  |
| 国際出願番号<br>PCT/JP2017/030287                  | 国際出願日<br>(日.月.年) 24.08.2017 | 優先日<br>(日.月.年) 30.08.2016                           |  |
| 国際特許分類 (IPC) Int.Cl. 補充欄参照                   |                             |   |  |
| 出願人 (氏名又は名称)<br>株式会社UACJ                     |                             |   |  |

|   |
|---|
| <p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p> |
|---|

|   |  |                           |         |
|---|--|---------------------------|---------|
| 見解書を作成した日<br>16.11.2017   |  |                           |         |
| 名称及びあて先<br>日本国特許庁 (ISA/JP)<br>郵便番号100-8915<br>東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 |  | 特許庁審査官 (権限のある職員)<br>相澤 啓祐 | 4K 4037 |
|   |  | 電話番号 03-3581-1101 内線 3435 |         |

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

|                |     |           |   |
|----------------|-----|-----------|---|
| 新規性 (N)        | 請求項 | 1-4, 6-10 | 有 |
|                | 請求項 | 5         | 無 |
| 進歩性 (IS)       | 請求項 | 1-4, 7    | 有 |
|                | 請求項 | 5-6, 8-10 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-10      | 有 |
|                | 請求項 |           | 無 |

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2015-528852 A (グランジェス・スウェーデン・アーベール) 2015. 10. 01,  
**【特許請求の範囲】、【0002】、【0026】 - 【0047】**  
 & US 2015/0165564 A1, Claims, [0002], [0025]-[0071]  
 & WO 2013/180630 A1 & CN 104395028 A & RU 2014153559 A
- 文献2 : JP 2007-152422 A (古河スカイ株式会社) 2007. 06. 21,  
**【特許請求の範囲】、【0020】 - 【0022】**  
 & EP 1795294 A1, Claims, [0038]-[0043]  
 & CN 1982047 A & KR 10-2007-0061413 A
- 文献3 : JP 10-53828 A (株式会社デンソー) 1998. 02. 24  
 & US 6129143 A & EP 0823305 A2

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性を有しない。  
 請求項5に記載されたアルミニウム合金ブレイジングシートは、文献1の【表2】  
 (Ex 6, 7)に開示されている。Ex 6, 7の組成については、【表1】を参照されたい。

請求項6, 8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1の【0034】 - 【0035】には、中間層の合金に1.0%以下のSiや6%以下のZnを含有させてもよいことが記載されているから、文献1に記載の発明において、中間層の合金にこれらの成分を含有させることは当業者であれば容易に想到し得たことである。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

C22C21/00(2006.01)i, B23K1/00(2006.01)i, B23K1/19(2006.01)i,  
B23K31/02(2006.01)i, B23K35/22(2006.01)i, B23K35/28(2006.01)i,  
B23K101/14(2006.01)n, B23K103/10(2006.01)n, C22F1/00(2006.01)n,  
C22F1/04(2006.01)n

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 9 - 10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 2 より進歩性を有しない。

文献 1 の【請求項 11】には、コアの反対側を犠牲の層によって覆ってもよいことが記載されている。

ここで、文献 1 には犠牲の層の組成は記載されていないが、請求項 9 - 10 に記載の組成を有する犠牲の層は、文献 2 に記載されているように、当業者に周知のものであるから、当該組成を採用することは当業者であれば容易に想到し得たことである。

請求項 1 - 4, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性を有する。また、請求項 1 - 4, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して進歩性を有する。

特に、文献 1 に記載の発明において、ろう材の組成を請求項 1 に記載のものとしたり、中間材の組成を請求項 7 に記載のものとしたりする動機は見当たらない。